

党の申告準備はお早めに

~マスク着用、検温、手指消毒など 感染症対策にご協力を~

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告会場の受付や申告書の提出方法を変更します。窓口での接触機会削減および国のデジタル社会の実現に向けた改 革のため、市役所や各行政サービスセンターでは申告書を配布しません。※申告書などは国税庁ホームページからダウンロード可

間 確定申告…柏税務署☎7146-2321、市・県民税の申告…課税課(市役所本庁舎1階)・内線401

税理士による無料申告相談会

日にち	場所	受付時間	整理券配布時間
2月8日以・9日似	アビスタ	9時~15時30分	8時30分~

内容 小規模納税者の所得税・復興特別所得税や個人消費税、年金受給者 や給与所得者の所得税・復興特別所得税の申告書作成

定員 各日先着120人

※作成済みの確定申告書の預かりはできません。税務署に直接郵送・持参してください。 ※贈与税・住宅借入金等特別控除・譲渡所得(土地・建物・株式など)の相談は行ってい ません。※医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」が必要です。※周辺施設・ 店舗の駐車場の利用はご遠慮ください。

問 柏税務署☎7146-2321

柏税務署の申告書作成会場 (所得税・復興特別所得税、贈与税、個人消費税)

期間 2月1日以~3月15日以午前9時~(受付午前8時30分~午後4時) ※土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月20日回・27日回は開場(確定申告の相談・申 告書の受付のみ)。※入場には入場整理券が必要です(当日配布またはLINEによる事前発 行。提出のみの場合は不要)。※柏税務署の駐車場は4月中旬まで使用できません。

市の申告会場

確定申告の相談は、年金収入がある方と障害者手帳をお持ちの方に限定 します。アビイホールは新型コロナワクチンの接種会場となるため、例年 より開設期間が短くなっています。

日にち	場所	受付時間	定員
2月16日(水)・17日(木)	湖北地区公民館	9時~11時30分、	各日 120人
2月18日金	布佐南近隣センター ※車での来場はお控 えください。	13時~15時 ※内容②は16時まで	
2月21日(月)~3月4日 歯※土・日曜日、祝 日を除く	アビイホール(アビイ クオーレ3階) ※駐車場は有料	9時〜11時30分、 13時〜16時 ※内容②は17時まで	各日 140人

内容 ①市・県民税の申告受付 ②作成済みの確定申告書の預かり(柏税務 署へ回送) ③簡単な確定申告書の作成相談 (年金収入がある方と障害者手 帳をお持ちの方のみ)

※会場への電話はおやめください。

※受付番号配布後、指定の時間帯に再度 来場ください。

※ごみは各自でお持ち帰りください。 ※作成済みの確定申告書は、2月16日例 ~3月15日似に市役所課税課窓口に設置 するポストでも提出できます。申告書控え

←柏 JR 我孫子駅 けやきプラザ 千葉銀行 ● 店舗営業時間外出入り口→ アビ ※アビイホールへの通用口(店舗営業時間外出入り口)開場時間は 午前8時30分です の収受印が必要な方はお声掛けください。

※次の内容は柏税務署にご相談ください。①事業所得(営業等・農業)、不動産所得②譲 渡所得(土地、建物、株式、ゴルフ会員権など)③上場株式等の配当所得④退職所得⑤FX 取引、先物取引、上場株式等の配当と上場株式等の譲渡損失との間で損益通算など、申 告分離課税の申告⑥住宅借入金等特別控除、雑損控除、政党等(公益社団法人等・認定 NPO法人等) 寄附金等特別控除、外国税額控除、給与所得者の特定支出控除⑦青色申告、 訂正申告、過年分の申告、平均課税の申告⑧国外居住親族の扶養、非居住者や死亡者の 申告⑨相続税、贈与税、消費税の申告⑩その他、特殊な内容を含む申告

申告に必要なもの(令和3年中のもの)

収入金額が ①源泉徴収票(給与・公的年金など) ②支払調書③収支内訳書・青色 分かるもの 申告決算書 ④控除証明書(国民年金保険料・生命保険料・地震保険料) ⑤医療費 控除の明細書⑥セルフメディケーション税制の明細書および一定の 控除金額が 取り組みを行ったことを明らかにする書類⑦納付済確認書(国民健康 分かるもの 保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料) ⑧障害者手帳の写し 障害者控除対象者認定書⑨寄附金の領収書 ⑩筆記用具・電卓⑪マイナンバーカード・番号確認書類 (通知カー その他 ドなど)・本人確認書類 (運転免許証・健康保険証など) ⑫扶養親族 のマイナンバーが分かるもの⑬本人名義の口座が分かるもの

※令和3年中に得た全ての収入が分かる書類が必要です。紛失した場合は支払者に再発 行を依頼してください。

※年末調整済み分の控除の書類は不要です。

※国外居住親族の扶養控除などを受ける方は、「親族関係書類」「送金関係書類」が必要で す。書類が外国語で作成されている場合、その翻訳文も必要です。

※その他、申告内容に応じて必要な書類があります。

※①・②・④・⑨は原本が必要です。

※⑤・⑥は領収書での申告はできません。事前に令和3年分の合計金額の集計や明細書 の記入をお願いします(医療費の補塡金も含む)。領収書は自宅で5年間保管してくださ

※⑤は医療保険者から交付された医療費通知(必要事項の記載があるもの)の添付により、 明細書の記入を省略できます。⑥の適用を受ける場合、従来の医療費控除の適用は受け られません。

※⑦は1月中に郵送されます。公的年金から引き落とされている社会保険料は、公的年 金等の源泉徴収票に記載されています。

※申告書にはマイナンバーの記載が必要です。提出時は、申告者本人の⑪の提示または 写しの添付が必要です。各申告書を郵送で提出する場合や市の申告会場・窓口で確定申 告書を提出する場合は⑪の写しを添付してください(マイナンバーカードは両面)。

※健康保険証の写しを添付する場合は、医療保険の保険者番号および被保険者等記号・ 番号を隠してコピーするか、コピー後黒塗りしてください。

※⑬は確定申告で還付を受ける場合のみ必要です。

年金受給者の確定申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等以 外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です(この場合 でも所得税の還付申告はできます)。なお、所得税の確定申告が必要ない場 合でも、市・県民税で医療費や生命保険料などの各種控除を受けるために は、市・県民税の申告が必要です。外国で支払われる公的年金のように源 泉徴収の対象とならない公的年金等がある場合、確定申告不要制度は適用 されないため、確定申告が必要です。

確定申告は便利なe-Taxで!

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、ID・ パスワード方式でe-Taxを利用できます。ID・パスワードは、税務署で本人 確認(運転免許証など)を行い発行します。

また、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは スマートフォンやタブレット端末でも所得税の確定申告書を作 成できます。詳しくは、国税庁ホームページ(QRコード参照) をご覧いただくか、税務署へお問い合わせください。



市・県民税の申告 ~感染症拡大防止のため郵送での提出にご協力ください~

令和3年度市・県民税申告書を提出した方のうち申告が必要と思われる方 に、1月21日 金ごろに令和4年度市・県民税申告書を発送予定です。

申告期間 1月21日 金~3月15日 火

申告場所 課税課、市の申告会場 (3月4日) はまで) ※郵送推奨

※令和3年中に収入がなかった方などは申告の義務はありませんが、非課税証明書・国民 健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料などの基礎資料になる ため申告が必要な場合があります。

※給与所得のみの方で、給与の支払者が市に給与支払報告書を提出していない場合、市・ 県民税の申告が必要です。

※公的年金等に係る所得のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除の他に受ける控除 がない場合、市・県民税の申告は不要です。

※確定申告をする方は、市・県民税の申告は不要です。

※同封の返信用封筒に添付書類などが入りきらない場合は、封筒・切手をご用意の上郵送 するか、課税課または市の申告会場の提出用ポストへ投函してください。

※収入がなかった旨の申告をする場合、控除金額の記入および控除の書類の添付は不要で